

令和5年度事業計画

令和5年度の事業計画案は、以下の事項を念頭に置いて策定をした。

(1) はじめに～「司法書士制度150周年」と「これから」

令和4年8月3日、先達のたゆまぬ努力により国民からの信頼を重ね進化を続けた司法書士制度は150周年を迎えた。

当日開催された、日本司法書士会連合会主催の記念式典は、世界を一変させたともいえる新型コロナウイルス感染症により、直前まで開催が危ぶまれたが、無事開催することができ、法務大臣、最高裁判所長官、日本司法支援センター理事長等から、「空き家・所有者不明土地問題の解決の担い手」として、また「IT化される民事裁判等に伴う本人サポートの役割」についての強い期待が述べられた。

また、同月7日に、全国の司法書士会において実施した「全国一斉『遺言・相続』相談会」においては、全国から多数の相談が寄せられることとなり、この分野における司法書士への期待の大きさを改めて知ることができた。

そして、「これから」。

上記2つの喫緊の課題に対する司法書士への期待に加え、「人口減少」「少子高齢化」「経済格差」や「災害の頻発化」など、我が国の抱える様々な課題に、法律家としてどう対峙していくべきかが今後の司法書士制度の存続・発展のための試金石となろう。

とりわけ、「人口減少」「少子高齢化」や国際的な経済競争力を背景に強力に推進されているDX（デジタル・トランスフォーメーション）への対応は、まさに司法書士制度そのものの有益性を左右する最重要課題である。

司法書士の使命に鑑みれば、「経済格差」等がもたらす経済的困窮者の権利擁護や孤独・孤立支援といった権利擁護事業の拡充も極めて重要であることは論を待たない。

さらに、債権や動産等の担保法制や区分所有法制、また、多様化する家族と共に親子法制や家族法制も変わろうとしている。

(2) 司法書士をとりまく近時の状況～次なる司法書士法改正の立法事実

所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制の見直しを行った、「民法等の一部を改正する法律」と「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が本年4月から施行された。

その内容は、①所有者不明・管理不全の土地・建物管理制度等の創設を内容とする「財産管理制度の見直し」、②共有者不明の共有物の利用の円滑化を内容とする「共有制度の見直し」、③ライフラインの設備設置権等の規律の整備を内容とする「相隣関係規定の見直し」、

④長期間経過後の遺産分割の見直しを内容とする「相続制度の見直し」などといった利用の円滑化の側面からの土地・建物等の利用に関する民法の見直しである。

また、本年4月27日には、発生予防の側面から土地を手放すための制度として創設された、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度、すなわち「相続土地国庫帰属制度」が施行された。

そして、令和6年の4月1日には、発生予防の側面からの登記がされるようにするための不動産登記制度の見直し、「相続登記の申請義務化」が施行される。

「空き家・所有者不明土地問題」の解決の担い手としての司法書士の責務は、「登記」の専門家としての役割に限定されるものではない。「財産管理」「裁判手続」や「遺産分割の促進」等、あらゆる場面において法律専門家としての活躍が期待されている。

一方、「経済格差」は拡大の一途をたどっている。令和元年まで回復基調にあった就業率はコロナ禍後には低下し、労働力調査によれば、昨年の15～64歳の就業者数は前年に比して16万人の減少となっており、非正規の職員・従業員はいまだ増加傾向にある。さらに、国民生活基礎調査基盤調査（令和元年度実施分。直近の大規模調査年はコロナ禍により中止）によれば、単身世帯や単身高齢者の増加といった生活環境の変化に加えて、全世帯の相対的貧困率は15.4%という状況にあり、コロナ禍を通じて相対的貧困率はさらに悪化している可能性もある。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、それまでも社会に内在していた格差・貧困・孤独・孤立といった問題を顕在化させ、「生きづらさ」を深刻化させる契機となった。

権利擁護を使命とする職能である司法書士には、人が人らしく生きていく権利を護るため、今抱える問題を共に考え、解決に導く活動が求められている。

（3）デジタル時代の法律家の在り方

令和3年11月、デジタル庁が発足し、その後、デジタル臨時行政調査会が設置され、令和5年通常国会に「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」（いわゆる「デジタル規制改革推進のための一括法案」）が提出された。令和4年8月30日、デジタル法制局が設置されたことを受け、今後、あらゆる法令について、デジタル法制局による確認を経たうえで法案が提出されることとなり、まさにデジタルを前提とした法整備がなされようとしている。また、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に「ブロックチェーン技術を基盤とする非代替性トークンの利用等のWeb3.0の推進に向けた環境整備」が盛り込まれたことを踏まえ、関係省庁にて、Web3に関する議論が行われている。令和4年12月27日にはデジタル庁から「Web3.0研究会報告書」が公表された。今後、Web3の世界における法整備が進められるであろうことから、司法書士としての関与の在り方を検討する必要がある。

また、メタバースに関する議論も行われており、令和5年2月10日、「Web3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会」中間とりまとめが公表された。仮想空間（VR）や拡張現実（AR）内における法規制について、議論が加速するものとみられる。

上記中間とりまとめでは、①仮想空間上の出来事が現実世界に影響を及ぼし得るという「着地問題」を念頭に置く必要性があること、②現実世界に存在する人物等との同一性を認証する手段を確保する必要性が求められ得ること、③仮想空間内における行為等について、資格等の仕組みを適用するかどうか、適用する場合、どのように適用していくのかが論点となり得ること、④仮想空間で完結する領域についても、一定の法的保護が必要であると考えられること等が指摘されている。これを、司法書士実務との関係で見ると、①仮想空間上で行われた不動産の売買契約に関する登記手続をどのようにして遂行するか、②①の売買契約に関与した者が現実世界における誰であるのか、それをどのように認証するのか、③仮想空間上で法的な相談を実施する場合、司法書士法や弁護士法等の規制を受けるか、受けるとして、相談実施者が資格を有していることをどのように確認するか、④仮想空間上でのアバター等について、法的保護が必要であるか否か等といった議論になるものと思われる。

規制改革実施計画では、行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取り組みの推進として、商業・法人登記関連手続、不動産登記関連手続等が挙げられている。そして、商業登記・不動産登記に係る手続について、司法書士等による代理手続が多いこと、所得税法等の一部を改正する法律により、税理士法において、税理士は電子申告の積極的な利用等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定が創設されたことを踏まえ、デジタル化を抜本的に進める上で司法書士等の果たすべき役割について速やかに検討するとされている。

ここでいうデジタル化は、単に紙をデジタルに置き換えるのではなく、デジタルを前提とした商業・法人登記関連手続や不動産登記関連手続等が念頭に置かれていると考えなければならない。

デジタル化は、国民生活の利便性を向上させ、官民の業務を効率化し、安全・安心を前提としたものでなければならない。デジタル技術の進展は、一人ひとりの状況に応じたきめ細かいサービスが低コストで提供できる可能性を持ち、多様な市民が価値ある体験をすることを可能にするものである。その一つに司法アクセスがある。すなわち、デジタルの活用で目指すべきは、誰一人取り残されることなく、多様な幸せが実現できる社会である。とはいえ、特に過渡期においては、リテラシーの問題をかかえる市民のサポート役が不可欠であり、デジタル化する司法に対する市民のアクセスを支援することが求められる。

司法書士は、登記の専門家として、これまで培ってきた専門性を活かす形で、デジタル時代に相応しく市民にとってより安心できる新たな登記制度をイノベーションしていく必要がある。そのためには、金融機関や不動産業界等で進むDXに注視することはもちろん、それらのルールメイキングの段階から積極的に関わっていく必要がある。

また、裁判の専門家として、IT化される裁判手続全般に関して、当事者のサポート役としての役割が求められる。登記と異なり極めて本人申立率が高い民事裁判や家事事件に関しては、IT化を成功させる肝は法律家のサポートにある。

その他すべての業務に関して、デジタル完結を前提とした議論を行い、イノベーションとサポートの両面を具現化していく必要もあろう。

さらに、業務における会議の運営方法、記録の保管、資料の提供方法などについてもデジタル化をさらに推進する必要がある。

一方で、デジタル技術の発展は、特定の資格保有者による業務独占の見直しに繋がり、これは土業も例外ではないことに留意すべきである。すなわち、インターネットやリモート技術を活用した事業展開が容易になってきていることから、特定の資格保有者しか業務ができない規制・制度についても、業務の一部をデジタル技術によって支援・補完・代替することによって、柔軟かつ消費者利便に合致した新たなサービスの提供が可能となる。

となれば、業務の一部をデジタル技術によって行うことを業務独占の範囲から除外するなど、業務独占を定める規制の在り方を見直すべきとの主張は当然に起こりうる。司法書士の有用性を示すため、デジタル化への対応はもちろんのこと、それによっても代替されることのない業務を常に模索し続ける必要があるだろう。

また、デジタル化は、商品やサービスの国境を越えた移動を容易にする世界共通の経済基盤のツールでもあるため、よりグローバルな経済交流やそれに伴う人的交流が加速するであろう。こうした動きにも敏感に対応する必要がある。

さらに、中長期的には、AIの利用が普及されることに伴う社会の変化（たとえば①モノの取引からサービスの取引へ、②財物からデータへ、③法・契約からコードへ）が既存の法理論を変容させる可能性も見据える必要がある。すなわち、もはやデジタルは単なるツールにとどまらず、法体系をも変容させていくものであると位置付けなければならず、この分野においても司法書士が高い専門性を発揮することが期待されている。

（４）自由かつ公正な社会の実現の担い手として

司法書士の行うすべての業務は、すべて司法書士法第1条の使命に収斂される。

自由かつ公正な社会とは、様々な考え方をもち、多様な生き方を求める人々が、お互いの存在を承認し、多様な考え方や生き方を尊重しながら共に協力して生きていくことのできる社会であると考えられる。法は、本来このような共生のための相互尊重のルールとして国民の権利を擁護、また、各人の自律的な活動を促進し、その生活をより豊かにするのであって、ただ国民を規制するだけのものではない。

様々な変革の時代にあっては、この使命規定の意義は極めて大きく、これこそが、最上位の旗印であるといえる。

なぜなら、変革はさらなる多様性（ダイバーシティ）を生み、デジタル化は多様性を後

押しする側面も大きいですが、誤解や対立がなくお互いを認め合うことができる社会の実現には相当程度の時間も必要と考えられるからである。

そうした多様性の進むこれからの社会のセーフティーネットとして、司法書士は十全に機能していく必要がある。

総務部

1 厚生委員会

- ①会員相互の親睦を深め情報交換を密にするため、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、親睦会、新年互礼会、親睦旅行等を企画し実施する。
- ②人間ドック、健康診断の助成制度の一層の普及を図る。
- ③司法書士会館の適正な運営、管理を図る。

2 登録調査・表彰等選考委員会

- ①登録等の申請者の審査
- ②各種表彰者の選考

3 事故処理委員会

司法書士賠償責任保険の請求があった場合、迅速に対応する。

4 総務委員会

①会則等の整備

必要に応じて会則等を改正するとともに、規則・規程・細則等のチェックや整備をする。

②新たな検討課題への対処

WEB 会議システムに関する運用等、新たな検討課題があれば、必要に応じて会議を開き、検討する。

5 苦情対応窓口

- ①市民からの苦情に対しては、迅速な対応を行い早期に問題解決を図っていく。
- ②綱紀案件にならないよう配慮するとともに、問題の把握に努め、親身になって苦情申出人の話を聞き感情を和らげられるような対応を心掛ける。

6 紛議調停委員会

紛議調停の申立があった場合は、誠実に対応する。

7 非司排除委員会

非司行為をする者及び疑いのある者並びにそれらの者に業務を依頼する者に対し、司法書士法 73 条（非司等の取締り）の規定を周知する。違反者の告発及び告訴等を行うため、関係機関との連携・協力を推進する。司法書士法施行規則第 41 条の 2（司法書士法等違反に関する調査）の規定による法務局長からの調査委嘱に対応し、調査を実施する。

経 理 部

予算の執行にあたり、会員のみなさんからお預かりしている貴重な会費であることを認識しながら、次のことを今年度の目標に掲げて、努力する。

- ①予算執行にあたり、適正を旨とし可能な限り節約に努める。
- ②予算執行にあたり、全体の公平性を常に意識しながら、特定の部会、委員会、団体に対して利害が生じないように努める。
- ③会計処理の適正を確保するとともに各種事業活動への支援のあり方の適正及び迅速性を図る。

また、適宜、会館において、証憑書類の確認を行い、6か月に1回の監査に対応できるようにする。

業 務 部

- 1 業務推進委員会を開催し、下記内容につき協議し実行する。
 - (1) 法務局、裁判所、法テラス、その他関連機関等に関する情報収集や周知活動を行う。
 - (2) 研修部や企画事業部等の他部と連携し、収集した情報の共有化を図る。
 - (3) 法令改正に伴う対応を行う。
 - (4) 会員の皆さんに有益な情報を提供する。
 - (5) 相続手続、事業承継や民事信託等の司法書士業務としての課題の検討を行う。
 - (6) 国土交通省の事務委任への対応を行う。
 - (7) NPO法人やまなし消費者支援ネット参加会員を所管する。
- 2 本年度予定される下記関連会議へ参加し、必要な情報を理事会等へ提供する。
 - (1) 司法書士会・弁護士会・法テラス山梨連絡協議会
 - (2) 山梨県消費者安全確保推進会議
 - (3) 生活困窮者自立支援に係る法テラス山梨地方協議会

研 修 部

1. 会員向け実務研修会の開催

①定例研修会

課せられている研修12単位（うち2単位は倫理研修単位）を満たすのに十分な単位取得機会（1月に1～2回程度）を提供する（令和4年度は研修部単独開催のみで72.5単位の付与機会を提供予定）。

定期的に講師を招いての現実開催を企画するのはもとより、コロナ禍を機に定着したオンライン会議システム「ZOOM」を最大限活用して研修会を催す。

講師、テーマ共に幅広い研修会を企画、開催するとともに、受講者にとって受講しやすい状況を確認することも心掛ける（研修会の後日配信受講や過去の研修データのライブラリー化等）。

また、日司連から提供される研修データのうち、会員の日常業務に繋がると思われる

実務性の高いものを会員で共有すべくDVD研修等も積極的に行う。

②連続実務者研修会

令和3年度より始めている「一つのテーマを数回にわたって取扱い、深い知識を習得するための研修会」を可能であれば、今年度も開催する予定である。

③年次制研修の開催

昨年に引き続き、今年度の対象者（30名弱程度）を対象に行う。

研修課題については中央研修所作成・編集のものを使用する予定。

他年次研修運営団体の日程と調整しながら、例年に倣い、秋頃オンラインではなく集合形式で開催予定である。

2. 新人研修制度の構築及び実施

昨年度構築した新人研修を引き続き実施する。

また、昨年は試行的に行った新人研修の開催根拠となる新人業務研修実施要領につき、暫定的なものの精度を高め、確定版を作成する。

配信型新人研修につき、諸規程類の改訂等により、必要であれば、再収録を実施する。

3. 支部研修の支援

甲府にある司法書士会館で研修会を行うことが慣例化している現状により、年配の会員から足が遠い旨の意見をいただくこともしばしばあり、その慣例が単位未取得（0単位）の一因となっている。そこで一昨年度から始めた、研修部員が支部にお邪魔して支部研修を行うことを支援する試みを、可能であれば今年度も行う。

令和6年4月1日に施行が決定している相続登記義務化をはじめとする不動産登記法改正や利用件数も社会的認知度も増加しつつある遺言書保管制度等、司法書士会全会員が習得すべき知識につき対応可能である。

4. 取得単位数向上のための取組み

現状行なっている単位数取得状況の通知のほか、単位数未取得者、年次研修未受講者への対応方法の協議、与えられた課題を一読し報告する形での単位数付与等、全国50単位数比で決して良いとは言えない当会の単位数取得率の向上を様々な視点から検討する。

5. 部会の開催

上記各項目を検討、実施するため、令和4年度に引き続き、「ZOOM」を利用したハイブリッド型での部会を行う。

全体会議（年間3回から5回程度）及び新人研修担当者会議、支部研修支援担当者会議（必要に応じ随時開催）

広 報 部

1. 対内広報

会員相互の情報交換及び会員への会務に関する周知・連絡のため、本年度も「かいいん通信」の発行を中心に広報活動を行う。

2. 対外広報

司法書士制度の周知及び山梨県司法書士会の活動を広く市民に PR するため、下記の広報活動を行う。

- ・山梨日日新聞への月極広告の掲載（期間：12か月。費用：132万円）
- ・ヴァンフォーレ甲府の広告企画への協賛（費用：約7万円）
- ・山梨県司法書士会 PR グッズの配布

相談会における相談者の満足度の向上及び次に繋げる手段として、PR グッズ（タオル、ボールペン、クリアファイル）を配布する。

- ・県市町村広報誌への有料広告の掲載

山梨県の広報誌「ふれあい」（発行部数：約30万6,000部）の有料広告欄に広告を掲載する（費用：25万円）。また、管轄支部の希望により、市町村広報誌の有料広告欄に広告を掲載する。なお、市町村広報誌の広告掲載料には支部の予算に加えて会の予算を使う（原則として半額補助する。）ことから、一部の市町村に偏ることのないよう、地域的な公平性にも配慮する。

- ・ホームページによる広報展開

PR すべき情報があれば、必要に応じて随時ホームページに掲載して広報する（年間保守管理委託費用：約7万円）。なお、昨年度にリニューアルしたホームページへのアクセス数などについて検証するため、アクセス・データの解析を業者に依頼し、今後の改善につなげたい。また、市民への情報提供の一環（市民が依頼する会員を選ぶ際の参考情報）として、各会員のページに研修の履修状況を掲載して公開することを検討する。

- ・インターネット上のWEB広告の検討

ホームページ以外のWEB広告（インターネット上で配信・視聴される広告）を行うかどうかについて、費用対効果の観点から検討する。

- ・相続登記義務化に関する周知

令和6年4月1日から始まる相続登記の義務化に関して、上記の新聞紙、県市町村広報誌及びホームページにより周知するほか、さらに効果的な周知方法があれば検討する。

- ・上記のほか、必要に応じて予算の範囲内で効果的な広報活動を行いたい。

企 画 事 業 部

次期の企画事業部の目的としては、「総合相談センター」及び「空家対策委員会」を中心として、相続登記義務化の施行に備えて、市民からの相談等にフレキシブルな対応を目指します。

また、「開業支援司法過疎対策委員会」としては、配属研修の環境づくりに邁進します。

1 総合相談センター

① 本年度の基本方針

相続登記の義務化を好機ととらえ、積極的な事業展開をします。重点項目は次の通りです。

- ・新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、各種相談会を企画・運営します。
- ・「相続登記相談センター」名の相談会を行い、相続登記・遺言の促進を図ります。
- ・税理士会、宅建協会など関係機関との共催相談会を企画します。
- ・法テラスとの連携強化を図ります。
- ・各地域における相談機会を増加できるように、相談会を企画・検討いたします。
- ・相続登記促進に向けて積極的な広報活動をします。
- ・相談会における直接受託の推進と、一部納入金（10%）の納入徹底を図ります。

② 定例相談会の開催

(各回派遣数)

金曜相談会	第4金曜日	18時～20時	3名
甲斐市相談会	第2金曜日	13時～17時	4名
南アルプス市相談会	第3木曜日	13時～16時	4名
甲府市役所相談会	第1水曜日	10時～13時	2名
火曜相談会	第1・第3火曜日	13時～16時	3名
笛吹社協相談会	毎月1回程度	13時30分～15時30分	1名
富士吉田市役所	毎月10日	13時～16時	1名
都留市心配ごと相談所	第1・第3金曜日	13時～16時	1名
富士急百貨店相談会	第3水曜日	13時～16時	3名
峡東相談会	毎月1回	13時～16時	3名

(※派遣する相談員は予約数に応じ、適宜増減する)

③ 単発の相談会

司法書士の日記念相談会	8月
法の日相談会	9月～10月に各支部
相続登記はお済ですか月間相談会	2月に各支部にて開催
税と登記の相談会	かいてらす（地場産業センター）で開催
宅建協会との合同相談会	
相続登記、遺言に関する相談会	

④ 各種団体の開催する相談会への相談員派遣

- 甲府地方法務局との共催で行う相続登記相談会
- リモート行政相談会
- 十士会合同相談会

多重債務者相談強化キャンペーン（県民生活センター主催）年2回
法律扶助の日無料相談会（山梨県弁護士会館）
法テラスの日広報活動、無料相談会

⑤ 相続登記義務化を見据えた広報活動

相続登記について市民の関心が集まるよう広報活動を強化していく。

2 調停センター

（1）調停センターの運営について

- ① 新型コロナウイルス感染予防対策を徹底的に行います。
- ② 運営委員全員で運営し、広報活動及び研修会をさらに充実してまいります。
- ③ 各支部・各種団体への説明等引き続き積極的な広報活動を行うと共に、会員通信を利用させて頂き、当センターの内外広報活動に、より力を入れていきます。
- ④ 事件管理者・手続実施者のスキル向上や新たな手続実施者養成のため、山梨県司法書士会会員向けのさらに充実した研修会を行いたいと思います。
- ⑤ 規程類の修正（オンライン調停含む）又は運営上の文書類作成、セミナー又は研修会等の内容の決定のため、また、事案の受託方法や関東ブロック・日本司法書士会連合会・他県調停センターの運営状況の把握のために運営委員会を開催します。

（2）案件受託のための工夫

- ① 引き続きパンフレットの配付及びホームページの活用を行います。また、各種団体へ出向き、積極的に広報活動を行います。
- ② 市民への当センターの周知を図り、案件を受託するため、新聞広告、折込チラシ、SNSを含むWEB関係の広告等、幅広い媒体を用いた効果的な広報方法の検討及び実施を行います。
- ③ 会員が相談を受けた事案や各相談会場で開催される無料相談及び司法書士総合相談センターに持ち込まれた事案について、ADRによる解決に向けたものについて、当センターを紹介してもらえよう働きかけを行うと共に、運営委員が相談員として積極的に相談会へ参加します。

（3）研修会（セミナー）の実施及び参加

運営委員及び手続実施者名簿登載者の個々のスキルアップのため、また、山梨県司法書士会会員から新たに手続実施者や事件管理者を名簿登載・育成するために、研修会の実施やセミナーへ参加したいと思います。また、会員からの利用促進を目指し、主に新人向けの研修を行いたいと思います。

（4）事案の積極的受託

より多くの市民の皆様のお役に立てるよう1つでも多くの事案を積極的に受託します。

3 開業支援司法過疎対策委員会

新人研修会へ出席
研修用資料の作成

4 空家対策委員会

1. 積極的な空家対策事業の推進
2. 各団体・市町村との空家対策に関する協定書の締結
3. 空家等対策に関する相談会の実施並びに講師の派遣
4. 市町村に対する空家対策協議会等への委員派遣
5. 空家等対策業務に関する当会事業担当者向けの研修
6. 空家等対策事業担当者の募集及び名簿登載作業
7. 空家等対策事業に関する情報収集及び他団体との情報交換